

各自治体からの質疑事項等

令和4年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

目次

・法改正により新たに「採取業の範囲」とされた事業者が違反食品を出荷等した場合の取扱いについて	4
（北海道）	
・家主居住型民泊施設について	5
（秋田県）	
・食品衛生申請等システムについて	6
（千葉県）	
・法令の解釈や運用等の疑義について	7
（東京都）	
・食品衛生申請等システムについて	8
（東京都）	
・全国のリコール情報について	9
（東京都）	
・小規模零細な営業者への事業継続への配慮について	10
（静岡県）	
・食品衛生申請等システム（国システム）について	11
（岡山県）	
・食品衛生申請等システムについて	12
（広島県）	
・手引書について	13
（広島県）	
・密封包装食品製造業の定義について	14
（旭川市）	
・食品衛生申請等システムのキャッシュレス決済機能の進捗状況について	16
（川崎市）	
・野菜果実販売業における野菜の塩漬け・ぬか漬けについて	17
（川崎市）	
・密封包装食品について	18
（大阪市）	
・食品衛生申請等システムについて	19
（板橋区）	
・食品衛生申請等システムの運用及び改修等について	20

(広島市)	
・ 食肉製品等の分類について	21
(尼崎市)	
・ 個人事業主の営業承継時の手続について	22
(川越市)	
・ 「鍵の適切な受渡し」の解釈について	23
(堺市)	
・ 自動チェックイン機について	23
(堺市)	
・ 行政区域の取扱いについて	23
(堺市)	
・ 手続きの簡素化について	24
(広島市)	
・ 水道広域連携に対する支援策について	25
(福島県)	

【自治体名】北海道

【質疑・要望等事項】

法改正により新たに「採取業の範囲」とされた事業者が違反食品を出荷等した場合の取扱いについて

【内容（具体的に）】

食品衛生法第4条第7項の規定により「採取業」は営業とは解されず、食品の安全性を確保する上での行政指導までは可能であるが、同法第59条から61条に定める危害除去命令等の対象外となっているところ。

令和3年6月施行の食品衛生法改正により、農業者・漁業者及びその生産者団体が行う出荷に附帯した行為や簡易な加工行為が、「採取業」の範疇であると新たに規定された。

道ではこれまで、農産物の残留農薬検査を実施して残留基準を超過した場合には、最も効率的に措置対応が可能である者（多くの場合集荷・選別・出荷行為を行った農協等の生産者団体）に対し、回収命令等の処分を行っていた。

しかし、今般の法改正により、上記の対応ができなくなったため、今後は出荷先の市場や加工施設、飲食店といった個別の施設に回収等を命じることとなった。

違反品が複数の自治体に流通していた場合、自治体によって対応に差異が生じることや、処分に係る事務手続に時間を要し、措置が遅れることも想定される。

この他、例えば、農家が直接販売した農産物に毒草が混入していた場合であっても、必要な処分を行えないなどの事態も懸念される。

厚生労働省は、「採取業」の範囲を拡大することにより起こりうる問題点を把握し、単に採取を行う以外の行為を行う者に対して必要な措置が執れるよう、早急に対応方針を示されたい。

【回答】

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」の通知は、「食品の営業規制に関する検討会」において「各自治体における農林水産物の一次産業に付随する製造・加工等の取扱いに関する調査結果」に基づき、保健所の監視指導の現状及び実行可能性等を踏まえ、行為だけではなく、公衆衛生の視点から規模要件も考慮し、具体的な事例を踏まえ検討、整理したものです。

食品衛生法に違反する食品については販売規制が設けられており、また、営業者その他関係者から必要な報告聴取が可能となっています。

食品関連事業者は食品の安全性を確保するために必要な措置を講じる責務を有しており、生産者団体への適切な指示・指導は可能であるため、適切に対応いただきたい。（食品衛生法第3条第1項）

【自治体名】 秋田県

【質疑・要望等事項】

家主居住型民泊施設について

【内容（具体的に）】

令和3年8月27日付け薬生食監発0827第2号「家主居住型民泊施設における飲食店営業の許可に係る施設基準の取扱いについて」には、家主居住型民泊施設を営業場所として、宿泊客に対してのみ食品を提供することを目的に営業許可申請がなされた場合、適切な衛生管理の下、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等を可能として差し支えないことを踏まえ、施設基準を斟酌する等の弾力的運用を行うよう求められています。

住宅宿泊事業法の用に供される住宅は、「住宅」であり、「営業施設では無い」ことが条件になっており、今回、他法令で、「営業施設では無い」ことが条件とされている室に、食品衛生上の営業許可を出すことが可能な法解釈をお示し下さい。

また、家庭用の台所で営業許可が取得可能との判断は、他の業種についても同様となるのかお聞かせ下さい。

【回答】

食品衛生法において、営業許可の取得条件として施設の基準を設けておりますが、これ以外に施設に関しての特段の前提条件はありません。

今般の通知において示した取扱いの対象は、住宅宿泊事業が住宅宿泊事業法施行規則第2条第1号に規定される家屋において行われることを前提とし、当該家屋を営業場所として、宿泊客に対してのみ食品を提供することを目的として営業する場
合に限ります。

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

- 1 食品衛生申請等システムについて、現在はシステムメンテナンスにより細かい機能が追加等されているが、今後大きな改修等（例えば、衛生行政報告例の集計機能や営業施設ごとの監視記録集積など）を行う予定はあるか。
- 2 予定がある場合、その改修内容と時期について御教示いただきたい。また、今後の本システムは運用の面や機能の面などから、どのようなシステムを目指していくのか方向性を示していただきたい。
- 3 予定がない場合、今後も細かい機能の修正や改修は行うが、本システムで現在できることと今後できることに大差はないという理解で良いか。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月より本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りとなることを目指しています。

当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、ご要望等を踏まえて追加していく他、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用作りを目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は随時受け付けており、毎年度の調達公示時頃を目処に更改の時期と機能をお知らせする予定としています。

なお、今年度及び次年度のシステム更改の内容については、本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において公表しているため、参照いただきたい。

【自治体名】 東京都

【質疑・要望等事項】

法令の解釈や運用等の疑義について

【内容（具体的に）】

営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設に伴い、貴省に対して法令の解釈や運用等の疑義について照会を行っている。

これらの照会は、全国的な対応・運用の平準化や事業者への適正な指導のために、必要な事項であることから、できるだけ速やかに回答、助言いただきたい。

なお、照会への回答は、照会自治体のみならず、その他の自治体へも共有されたい。

【回答】

過去の照会に対する回答の一部は Q&A 等により共有しているところです。

ご意見を踏まえ、引き続き対応してまいります。

【自治体名】 東京都

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システムについては、都で保有している独自システムと連携をして運用しているところである。

そのため、食品衛生申請等システムの機能追加や改修にあわせて独自システムも改修が必要となる可能性がある。

については、食品衛生申請等システムの機能追加や改修を行う場合には、その都度、自治体に情報を共有していただくとともに、既存のマニュアルを更新し実用性のあるものとしていただきたい。

また、令和4年度に予定されている機能追加や改修の内容があれば、スケジュール等を含め具体的に説明し、共有されたい。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月より本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りとなることを目指しています。

当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、ご要望等を踏まえて追加していく他、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用作りを目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は随時受け付けており、毎年度の調達公示時頃を目処に更改の時期と機能をお知らせする予定としています。

なお、今年度及び次年度のシステム更改の内容については、本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において公表しているため、参照いただきたい。

【自治体名】 東京都

【質疑・要望等事項】

全国のリコール情報について

【内容（具体的に）】

厚生労働省及び消費者庁で、事業者から届け出られ公開された全国のリコール情報について、年度毎に集計を行い、集計結果や解析結果などを公表して欲しい。

食中毒統計のように集計、公表していただけると、再発防止や事業者指導に有効に活用ができると考える。

【回答】

本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において概要を取りまとめ、公表しているため、ご参照願います。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の対応を検討してまいります。

【自治体名】 静岡県

【質疑・要望等事項】

小規模零細な営業者への事業継続への配慮について

【内容（具体的に）】

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（生食発 1227 第 2 号令和元年 12 月 27 日） 2 エ 小規模零細な営業者の事業継続への配慮」の中で、「家族経営等の小規模零細な営業者にとっては、新たな施設基準の設定により、構造設備の改良や更新が生じることで事業継続に支障を来すことも想定される。監視指導に当たっては、これらの営業者の事業継続に配慮されたいこと。」と示されているが、令和 3 年 6 月 1 日以降、新たに許可が必要となった事業者（漬物など）の中には、法改正前に許可が不要な食品製造業としていたことから、自宅で製造しているなど、根本的に施設の基準に合致しておらず、今後、施設についての改善が経過措置期間内に見込めない者も見受けられる。

このような事業者について、許可取得の意向があるものの期限までに改善が完了しておらず、経過措置期間での許可取得が難しい場合には、事業継続への配慮（法改正当時の事業者一代に限る）として、将来的な計画を含めて許可処分を行い、許可取得後も計画に基づき継続した指導を行っていくこととして差し支えないか。

【回答】

公衆衛生に影響の与えない範囲で、参酌の上、許可権者の権限において許可処分をすることは可能である。

なお、経過措置が設けられているものであることから、まずは経過措置期間内に施設基準を満たすよう指導すべきであるが、小規模零細な営業者への監視指導に当たっては、事業継続に配慮されたい。

【自治体名】岡山県

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システム（国システム）について

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システム（国システム）については、不具合対応や機能の軽微な変更に係るメンテナンスに関しては多少の改善が図られているものの、県で管理するシステム（県システム）との連携やアカウント管理等の機能に関して未整備の点が多く、入出力等に関する各保健所の業務量が多大となっている。また、国システムの改修予定等が不明であることから、県システムの改修計画に支障を来している。

については、自治体からの機能改善に関する要望の集約時期及び集約方法、システムの改修計画、予算措置の状況を具体的に御教示いただきたい。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月より本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りとなることを目指しています。

当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、ご要望等を踏まえて追加していく他、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用作りを目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は随時受け付けており、毎年度の調達公示時頃を目処に更改の時期と機能をお知らせする予定としています。

なお、今年度及び次年度のシステム更改の内容については、本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において公表しているため、参照いただきたい。

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システムについては、自治体独自のシステムとの連携が不十分であることから2重管理となっており、保健所業務に多大な負担が生じています。また、食品衛生申請等システムは現在も予告なく改修が進んでいるため、自治体の独自システムと連携させようにも、改修するタイミングが見通せていない状況です。保健所業務の負担を軽減するため、以下の点について対応をお願いします。

- 1 自治体システムとの連携が困難なため、許可の更新や変更等の処理があっても変わらない、施設ごとに固有の番号を管理できるようにしてもらいたい。
- 2 自治体による代理入力が大半であり、項目数の多い施設基準の適・不適を全てプルダウンで選択するのに多大な時間と労力が掛かっているため、入力方式をプルダウンではなくチェックを入れる方式にする、又は代理入力時には一括ですべて「適」とできるなど、代理入力時の負担を軽減していただきたい。
- 3 システム改修への対応や、事業者サイトと行政サイトの詳細な動作確認が必要となる場面があるため、検証環境は維持していただきたい。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月より本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りとなることを目指しています。

当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、ご要望等を踏まえて追加していく他、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用作りを目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は随時受け付けており、毎年度の調達公示時頃を目処に更改の時期と機能をお知らせする予定としています。

なお、今年度及び次年度のシステム更改の内容については、本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において公表しているため、参照いただきたい。

【自治体名】 広島県

【質疑・要望等事項】

手引書について

【内容（具体的に）】

令和2年1月20日に開催された「食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等についての説明会」の事前質問に対する回答内「1. HACCP関係 番号19」の回答で、「手引書未作成業種について、既存のどの手引書に基づき指導すればよいか等については、検討し、ガイダンス等でお示しすることとします。」とありますが、現在までの検討状況についてご教授ください。

【回答】

既に100を超える各業種における手引書が作成されており、現段階において直ちに作成する計画等はないが、具体的に必要だと思われる手引書未作成業種があり、自治体における監視・指導に支障を来しているものがあれば、適宜ご相談いただきたい。

【質疑・要望等事項】

密封包装食品製造業の定義について

【内容（具体的に）】

- ・ 法改正に伴い、新たに政令で定める許可業種に追加された「密封包装食品製造業」の許可対象となる“密封の定義”について、令和元年度の法改正説明会における事前質問への回答（R2.1.20）において、「過去の通知も整理し、密封包装食品の考え方を Q&A 等でお示しします。」と回答があったまま、その後、貴省の見解が示されていない状況です。
- ・ 当該許可の要否については、管内事業者から複数件の相談が寄せられており、また、改正法の施行日以前から当該許可の対象となる営業を行っている事業者に対しては、3年間の経過措置期間中に許可が取得されるよう指導を進める必要があることから、可能な限り速やかに密封の定義についてお示しいただきますようお願いいたします。

【回答】

密封包装食品の考え方については、令和3年11月18日の食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、パブリックコメントに対する回答を公表しておりますのでご参考としていただくようお願いいたします。

<パブリックコメント（抜粋）>

【意見1】

密封包装食品の定義を明確にしていきたい。

また、密封包装の方法は様々あるが、例えばシーラーしたものは密封包装食品製造業の密封にはあたらないと考えて良いか。

【回答1】

密封包装食品とは、冷凍又は冷蔵を要しない方法により相当期間保存することを目的として、缶、びん又はレトルトパウチ等の容器に内容物を充填し、密封したものです。内容物の殺菌工程の有無や、いつ殺菌を行うか（容器包装に充填する前後）は問いません。

なお、シーラーによる包装は、その程度や目的を考慮して総合的に判断する必要があります。

【意見2】

旧法の「缶詰又は瓶詰食品製造業」について、対象となる食品の考え方が通知で示されていたが、考え方に変更はないということで良いか。

【回答2】

旧法の「缶詰又は瓶詰食品製造業」の対象であった食品（内容食品を細菌侵入による腐敗を防止し若しくは空気遮断によりその酸化を防止する等によって、相当期間保存することを目的としてかん又はびんに入れられ、かつ、かん又はびんの気密性が一度破壊された場合、そのまま再び容易に復元できないような方法で密栓又は密封された食品）は、新法の密封包装食品製造業の対象となります。

【意見 3】

単なる瓶入り・缶入り食品は密封包装食品製造業の対象外と考えて良いか。
また、密封包装の開封前後で内部の気密性が復元できない場合は、密封包装食品製造業の許可対象と考えて良いか。

【回答 3】

密封包装されていない、単なる瓶入り又は缶入り食品については、密封包装食品製造業の対象とはなりません。
缶、びん、レトルトパウチ等の容器包装に入れられ、開封後、容器内部の状態を開封前の状態に簡単に復元できないものは、密封包装食品製造業の対象となります。

【自治体名】川崎市

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムのキャッシュレス決済機能の進捗状況について

【内容（具体的に）】

昨年度、「今後、政府全体のデジタルガバメント実行計画の進捗を踏まえ検討することとする。」との回答であったが、進捗状況はいかがか。

一元的な輸出証明書発給システムにおいて、「システムを通じた国庫納付に関しては、令和4年度以降の開発で対応する予定」とある。

両システムは対象事業者が重複するため、方法（各自治体が決済代行業者と出納委託契約を行うのか国庫納付とするか）や時期については差異が生じないように調整いただきたい。

【回答】

食品衛生等申請システムにおける手数料の電子決済については、デジタル庁等における共通基盤の構築状況を踏まえることとしています。一方で、各自治体において、既に独自に電子納付を可能としているところもあり、それらの取組を妨げるものではありません。

また、一元的な輸出証明書発給システムにおける手数料の電子決済については、農林水産省からシステムへの導入方法を検討しているところと聞いているところであり、今後両省で協力して検討して参りたいと考えています。

【自治体名】川崎市

【質疑・要望等事項】

野菜果実販売業における野菜の塩漬け・ぬか漬けについて

【内容（具体的に）】

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）」において、野菜果実販売業の営業に附带的に行う簡易な食品の加工及び簡易な包装による販売に含まれる「野菜の塩漬け・ぬか漬け」について、見解を確認したい。

「浅漬けは含まない」とのただし書きがあるため、当該食品とは、「漬物の衛生規範（廃止）」で定義されていた「保存性のある漬物（常温で7日間以上の保存性があり、一定の塩分濃度やpHであるもの）」を指すのか。

第三次施行後、野菜果実販売業の営業実態を確認すると「半日～数日、塩やぬかに漬けたもので、夏などの高温期には常温での保存が困難なもの」を、塩漬けやぬか漬けと称して販売している施設が多い。そのような施設への指導のために、当該通知で意図した塩漬け・ぬか漬けについて見解を伺いたい。

【回答】

野菜果実販売業の範疇として含みうるのは、施行通知にも記載されているとおり、当該営業に附带的に行う簡易な食品の加工及び簡易な包装（密封包装でないものに限る）による販売（販売当日中に消費する又は使い切ることを想定したもの）であるため、販売当日中に消費する又は使い切ることを想定していないものであれば野菜果実販売業の届出の範疇外であり漬物製造業の許可を要すると思料する。

また、調味液等に短時日漬け込み、低温管理を必要とする浅漬けは含まれないため、ぬかに短時日漬け込み、低温管理を要するような塩漬け・ぬか漬けであれば、野菜果実販売業の届出の範疇外とし、漬物製造業を要するものと思料する。

【質疑・要望等事項】

密封包装食品について

【内容（具体的に）】

密封包装食品については、食品衛生法施行令第35条第30号においてレトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰、その他の容器包装に密封された食品とされており、令和3年11月に公表されている食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントに対する回答において「密封包装食品とは、相当期間保存することを目的として、容器に内容物を充填し、密封したもの」や「開封後、容器内部の状態を開封前の状態に簡単に復元できないものは、密封包装食品に該当する」旨が示されているが、容器包装に密封された食品と判断する要件としては上記のいずれかに該当する場合と考えて差し支えないか。また、これ以外に容器包装に密封された食品と判断する要件があればお示しいただくとともに、次の事項についても併せて見解をお示しいただきたい。

1 「相当期間保存することを目的」とされているが、保存期間は食品自体の特性によるところも大きく、期間を一律に定めることは困難であると思われ、保存期間を延長させる等の効果を意図して密封したものが密封包装食品に該当すると考えて差し支えないか。

2 脱酸素剤封入包装も開封後、容器内部の状態を開封前の状態に容易に復元できないものと考えられるが、密封包装食品に該当すると考えてよいか。

3 食品自体の特性によって相当期間保存できる食品であっても、単に内容物の漏れ防止のために密封されているものは密封包装食品に該当しないと考えてよいか。

【回答】

密封包装食品とは、「相当期間保存することを目的として、容器に内容物を充填し、密封したもの」です。また、上記密封包装食品であれば脱気工程や脱酸素剤の封入等の特別な工程がなくとも「開封後、容器内部の状態を開封前の状態に簡単に復元できないもの」に該当すると思料されます。

1 密封包装食品の該当性は、保存期間が延長するかどうかで変わるものではありません。

2 上記のとおり。

3 密封包装食品は、密封された状態で販売、流通することを前提に製造されたものです。例として調理品のテイクアウトや食品の量り売りの場合は、食品を容器包装に密封していたとしても、当該行為は持ち運びの便宜のためであり、密封包装食品の製造にはあたらず営業許可は不要です。

【自治体名】板橋区

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システムの運用・保守経費については、令和2年度より各自治体の管轄施設数を踏まえた料金負担を求められることになっておりましたが、令和4年度までは政府予算においてその負担をして頂いているところです。

当区においては、これまで毎年度その予算計上をしつつも、年度末の補正予算で減額する措置をとってまいりました。今後の運用保守経費について、可能であれば自治体負担を一切求めない方針を打ち出すことはできないでしょうか。

【回答】

食品衛生申請等システムの運用・保守経費については、国での予算確保に努める予定としているが、本システムの改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであり、今後、当該システムの運用保守経費の負担が発生する可能性があることから、引き続き、各自治体における予算確保の措置等にご理解・ご協力をお願いしたい。

【自治体名】 広島市

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムの運用及び改修等について

【内容（具体的に）】

食品衛生等システムについては、活用できる機能が限定的であるとともに、各自治体が導入している既存システムとの二重管理が必要となり、業務面での負担が増大している。

今後、食品衛生に関する電子申請やデジタル化を推進していくためには、各自治体における食品衛生申請等システムの更なる利活用が必須であると考え、既存システムとのデータのやりとりを可能としたり、衛生行政報告例等の国への報告にも活用できるよう、適宜、機能改善を行っていただきたいが、今後の予定についてご教示ください。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月より本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りとなることを目指しています。

当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、ご要望等を踏まえて追加していく他、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用作りを目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は随時受け付けており、毎年度の調達公示時頃を目処に更改の時期と機能をお知らせする予定としています。

なお、今年度及び次年度のシステム更改の内容については、本年3月16日に開催された「改正食品衛生法施行に関する説明会」資料において公表しているため、参照いただきたい。

【質疑・要望等事項】

食肉製品等の分類について

【内容（具体的に）】

食肉製品製造業については、食品衛生法施行令第35条第15号により「ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業」と規定されており、その他これらに類するものについては、平成5年度に開催された食品衛生業務担当者地区別打合会議において厚生労働省の見解が示されている。

この厚生労働省の見解では、「食肉を50%以上含む食肉加工品は食肉製品。ただし、食肉含有率にこだわらず、社会通念上そうざいとして流通するもの(例：トンカツ、大和煮、甘露煮、焼き鳥、シュウマイ、コロケ、ギョウザ等)を除く。」とされているが、食肉を50%以上含むハンバーグ等の食肉製品に分類される製品がそうざいとして製造販売されていること、各自治体において食肉製品の判断が異なること、及び食肉製品製造業には食品衛生管理者の設置が義務付けられていること等から、食肉を50%以上含む食肉加工品が食肉製品なのか社会通念上のそうざいなのかどちらに該当するのかについて、事業者への説明に苦慮しているところである。

そこで、時代と共に食文化や社会通念が変化する中で、「食肉製品の分類」及び「食肉含有率にこだわらず社会通念上そうざいとして流通するもの」について、製造工程、包装形態、流通範囲等を考慮するなどし、改めて厚生労働省の見解を示されたい。

また、ハンバーグについては、厚生労働省の見解によると食肉含有率50%以上の場合は食肉製品と分類される一方、流通市場ではそうざいとして販売されているものも多数あり、社会通念上そうざいとみなされると考えるが、厚生労働省の見解はいかなるものか。現在でも平成5年に示された見解と同様であるならば、ハンバーグと社会通念上そうざいと示されているシュウマイやメンチカツとの相違点を示されたい。

【回答】

- ・食品衛生法の改正前後で、食品分類についての考え方に変更はありません。
- ・従来通り、食肉製品の判断にあたり、食肉含有率50%以上であることを一つの目安とすることや、社会通念上そうざいとみなされるものについては、食肉の含有率にこだわらずそうざいとみなすことは差し支えありません。

【川越市】

【質疑・要望等事項】

個人事業主の営業承継時の手続について

【内容（具体的に）】

飲食店等の食品衛生法に定める34業種、理・美容室、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の営業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するための法律案の最新情報を教えていただければ幸いです。

【回答】

現在、旅館業法の見直しに係る検討会（※）等において検討中です。今後、適宜情報提供してまいります。

（※）参考の URL

旅館業法の見直しに係る検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ryokangyouhou-kentoukai_00001.html

第38回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23536.html

【堺市】

【質疑・要望等事項】

「鍵の適切な受渡し」の解釈について

【内容（具体的に）】

旅館業法施行規則第4条の3第2号の「鍵の適切な受渡し」の解釈について、宿泊の当日に、実際に宿泊する者の本人確認を行った後でなければ、鍵の受け渡しを実施してはならないと考えますが、問題ないでしょうか。

【回答】

貴見のとおりです。

【質疑・要望等事項】

自動チェックイン機について

【内容（具体的に）】

玄関帳場を有する旅館・ホテル営業の宿泊施設において、「非接触式チェックイン」と称して施設内に自動チェックイン機を併設し、玄関帳場における対面での本人確認を行わず、宿泊者によるチェックイン機の操作のみで、予約情報や宿泊者情報の確認を行った後に自動的に宿泊者名簿を作成し、客室の鍵をチェックイン機より発行する事例があります。

宿泊施設に玄関帳場を設置していても、玄関帳場を利用せずに名簿作成や鍵の交付等を完了させるための設備を別途設ける場合、当該設備は旅館業法施行規則第4条の3第1号及び第2号の規定を満たすべきと考えますが問題ないでしょうか。

【回答】

旅館・ホテル営業の宿泊施設において玄関帳場を設置していたとしても、非対面でのチェックインをする場合、当該設備は旅館業法施行規則第4条の3第1号及び第2号の基準を満たす必要があると考えます。

【質疑・要望等事項】

行政区域の取扱いについて

【内容（具体的に）】

旅館業法施行規則第4条の3第1号及び第2号の設備を旅館業施設とは別の場所に設置する場合、その設置場所は、立入権限や本市条例等の効力などの観点から、行政区域内であるべきと考えておりますが、問題ないでしょうか。

【回答】

旅館業法施行規則第4条の3第1号及び第2号の設備について、旅館業の施設とは別の場所に設置する場合、指揮監督等の観点から、当該旅館業の施設の許可を与える自治体の区域内に設置することになると考えます。

【広島市】

【質疑・要望等事項】

手続きの簡素化について

【内容（具体的に）】

行政手続きのオンライン化推進のため、行政手続きの見直し・簡素化を行っているところであるが、添付書類の取扱いについて苦慮している。食品衛生法の添付書類の取扱いについては、「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号）により、コピー機で複写したもので差し支えない旨が示されたところであるが、その他の生活関連衛生営業における申請及び届出等に関する添付書類（美容師等の免許証、医師の診断書、登記事項証明書、医師の診断書、戸籍謄本等）の取扱いについても見解を伺いたい。

また、美容師法及び理容師法で規定する添付書類である医師の診断書の届出時の有効期限について、法令に規定がないため事業者からの問い合わせに苦慮している。診断書の有効期限に関する見解を伺いたい。

【回答】

生活衛生関係営業に係る営業許可申請・届出等に関する添付書類（美容師等の免許証、医師の診断書、登記事項証明書、戸籍謄本等）については、原則として原本の添付を求めることを想定していると考えられますが、申請者の負担軽減や行政手続きの簡素化の観点から、自治体の判断により写しを添付させることは差し支えありません。

また、美容師法及び理容師法に基づき提出を求める医師の診断書については、届出時の健康状態を確認するものであり、法令上有効期限を定めることは想定しておりません。

【自治体名】福島県

【質疑・要望等事項】水道広域連携に対する支援策について

【内容（具体的に）】

「「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）」において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請があり、令和元年10月施行の改正水道法第2条の2第2項には、「都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない」ことが明記され、広域連携に取り組んでいるところである。

中小規模の事業者にとっては、職員確保・育成や経営面でのメリット、施設の統廃合・共用化などにつながる広域連携の手法を活用し、経営基盤強化することは有効である。

一方、広域連携の中核となる事業者にとっては、収益性の少ない事業と連携することで、メリットよりデメリット面が強調されるため、広域連携の妨げとなっている。広域連携の中核となる事業者にとっても、財政的メリットがないと広域連携の推進は困難と考える。

そこで、国として、どのような広域連携の支援策を考えているか尋ねたい。

【回答】

○ 地域における水道事業を将来にわたって維持していくためには、水道事業者等が長期的な視野に立って、広域連携や官民連携を活用すること、運営に必要な人材を育成すること等が重要としています。このため、平成30年改正水道法において、市町村の区域を越えた広域連携の推進役として都道府県には推進に努めていただくようお願いしているところです。

○ 厚生労働省では、広域連携に対する支援策として、生活基盤施設耐震化等交付金により水道事業の広域化（事業統合又は経営の一体化）を契機に実施する施設整備に対して財政支援をおこなっており、令和4年度からは、

① 広域化に伴い施設の統廃合を行う場合の撤去費用について新たに一部補助対象とすること

② 経営の一体化に伴い特定簡易水道事業に該当することとなった場合、一定期間に限り、引き続き補助対象とする経過措置を設ける

等の制度改正を行う予定としています。

○ 福島県におかれましても、本交付金の活用をご検討いただくとともに、具体的事例がある場合はご相談いただきながら、積極的に広域連携に取り組んでいただきますようお願いいたします。